

第五十五回国会 参議院 地方行政委員会 會議録第十四号

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午前十時四十五分開会

委員の異動

六月十三日

辞任

辻 武寿君

補欠選任

田代富士男君

出席者は左のとおり。

委員長

仲原 善一君

理事

委員

林田修紀夫君
吉武 恵市君
占部 秀男君
原田 立君

小柳 牧衛君
沢田 一精君
高橋文五郎君
津島 文治君
中村喜四郎君
林田 正治君
加瀬 完君
鈴木 壽君
林 虎雄君
松澤 兼人君
松本 賢一君
市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣

政府委員

自治政務次官 伊東 隆治君
自治省行政局長 長野 士郎君
自治省財政局長 細郷 道一君

事務局側

常任委員会専門 鈴木 武君

説明員

自治省行政局長 遠藤 文夫君
興課長

本日の会議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○住民基本台帳法案(内閣提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を一括議題といたします。

提案理由の説明はすでに聴取しておりますので、これより補足説明を願います。細郷財政局長。

○政府委員(細郷道一君) それでは、地方交付税法の一部を改正する法律案の補足説明をさせていただきます。

〔委員長退席、理事吉武恵市君着席〕

お手元の資料のまん中辺に法律案が入っております。便宜それに従って御説明申し上げます。存じます。六あきの法律案、活版のやつでございますが、それで御説明申し上げたいと思っております。

最初は、第十二条第一項の改正でございますが、これは御承知のように経費の種類、測定単位等を規定しております。それをそれぞれ改正をいたしておりますが、おもな点は、従

来、「道路、橋りょう費」というのをそれぞれ別立ての種類として測定単位を別個に書いて計算をしておりましたのを、今回一本にまとめることにいたしました。

それから「その他の土木費」につきましても、従来、人口、面積、海岸保全施設の延長と、三つの測定単位を使っておりましたが、このうち面積のうちで、砂防関係のものは河川費のほうへ統合いたしました。土地区画整理事業費の関係は、人口のほうへそれぞれ統合することにいたしました。面積による測定単位を削除することにいたしました。

それから市町村分につきましては、「道路橋りょう費」は府県の場合と同様一つにいたしました。最近の都市におきます事業の実態から見まして、「下水道費」を新しい経費の種類並びに測定単位として掲げました。従来は、この部分は都市計画費の一部に入っている。また一部は清掃費の中に入っておったのでございますが、それぞれそれらをまとめた上で「下水道費」といたしました。その測定単位といたしましては「人口集中地区人口」を使おうと、こういうことにいたしました。

それから次の第十二条の第二項は、その測定単位の数値の算定を規定しております。いま申し上げました「下水道費」について、「人口集中地区人口」を新たに使うことにいたしましたのに伴いまして、その数値の算定基礎をここに加えたものでございます。

それから第十三条の第四項は、補正係数についての規定でございますが、今回投資態容補正というものを設けまして、従来種別補正でありましたか、あるいは密度補正でありましたか、あるいは特別態容補正等によって行なわれておりました投資的経費の需要の算定にあたって用いております

補正をまとめまして、投資態容補正ということにいたしました。かように考えまして、そういう補正方式を取り入れようとしておるものでございます。それに伴いますその根拠となります条文の改正を第十三条第四項第三号へいたしております。

それから第十三条第五項の表、これは経費の種類ごとに、どういう補正を適用するかというのをきめておる規定でございます。これはいま申し上げました補正の中で、投資態容補正といったようなものを設けることによりまして、従来ございました補正をやめて、そういうものに統合、合理化をいたしておるものでございます。たとえば第十三条五項の表の道府県の中で、道路の延長というところ、従来は種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正というのをいたしておりましたが、このうち種別補正、それから密度補正といったようなものは、今回これをやめまして、態容補正の中の投資補正に統合をいたしておるものでございます。こういうことによりまして、一方では算定の合理化をはかりながら、一方では算定の簡素化をはかつていくというふうな考え方をいたしておるものでございます。

それから十四条の第二項というのがございますが、これは全く規定の整備でございます。

それから別表は、御承知のように単位費用の改正でございます。今回、昨年の給与改定、あるいはそのほか国の法令等によりまして変わつてまいりました経費、たとえば生活保護費といったような、そういったようなものもございますので、それらを単位費用にそれぞれ直しておるのでございます。なお昨年は、御承知のように特別事業債の発行に伴いまして、臨時に単位費用を、投資的経費の単位費用を割り落としを特にならしておりましたが、それらは全部復活を本年はいたしておりますのでございます。したがしまして、この別表全体、

ほとんどの費目について変わっております。災害復旧費の元利償還費とかあるいは特定債の償還費といったようなものにつきましては、従来どおりの単位費用を使っておりますが、それ以外のものについては全部改正になっております。

附則では、一つは公営企業金融公庫法の一部改正がございます。これは草地改良事業を今回公庫の融資事業の中に加えましたので、農林漁業金融公庫からの引き継ぎによるものでございますが、それを加えましたことに伴う改正をいたしております。

それからもう一つは、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律、これは、この負担割合の特例を定めるにあたりまして、過去三カ年間のそれぞれの財政力指数を使つておるわけですが、その中で、昭和四十一年度は特別事業債発行という特殊な事情のもとで、財政需要が削減、縮小されておりますので、その年度は三カ年の基礎に使わないでいこう、こういうことでございます。

以上が地方交付税法の一部を改正する法律案の概要でございます。

〔理事吉武恵市君退席、委員長着席〕
それから次に、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案、これにつきまして御説明申し上げます。

第一条は、趣旨でございますが、第二条に、百二十億の臨時地方財政交付金、そしてその中を第一種と第二種に分けてまして、それぞれ九十五億と二十五億に分ける。で第一種の九十五億は、普通交付税と合わせて算定をするというのが第二条の第四項に掲げてございます。それから第二種のほうは、市町村及び特別区に対して交付をする。で、第一種のほうは、九十五億は、都道府県にこれを交付することにいたしております。したがって、第三条におきまして、都道府県ごとに計算をいたしました地方交付税によります財源不足額に案分をする、こういう規定を入れてございます。それから第四条は、第二種交付金の算定でござ

いますが、これは道路、市町村道の延長で案分をするということが規定されております。

それから第五条は、こういつた第一種交付金、第二種交付金というものが、本年度の臨時措置として加えられておることに伴ひまして、四十二年度分の地方交付税の特例を定めておるものでござ

います。特にその中で申し上げたいことは、第五
条の第二項で、昭和四十二年度に限って基準財政
需要額を算定する際に、特別事業債の償還費を測
定できるように加えておることでございます。府
県、市町村それぞれあるわけでありますが、昨年
の発行されました特別事業債、その償還費、本
年度は利子だけでございますが、それを充ててお
ることでございます。で、それは、それぞれ発行
されました地方債の額に對しまして、千円の地方

債の発行額に對しまして、府県については七十一円、市町村については六十五円ということが、第五條の四項に單位費用として定めてございます。府県分については、政保債と公募債の加重平均としたが、市町村は政保債を主として配分をしておりますので、政保債の利率によりますと、こういうことにいたしております。それから第二種交付金は、市町村分の算定にあたって、基準財政収入額にまるまる加えることにいたしておりますので、そのことを第五條の第五項に書いてござい

それからあとは、第六条以下は、規定の整備でございまして、端数の計算のしかたでありますとか、残額が出たとき特別交付税に加えるといったような規定の整備でございます。

で、附則におきまして、二項、三項、四項、それぞれの法律の一部を改正いたしておりますが、これは四十二年度におきまして、市町村分の収入見込み額にいま申し上げました第一種交付金が増えられておりますので、それを四十二年度だけに加えるという臨時の措置を規定したものでございます。

以上が補足説明でございます。

○委員長（仲原善一君） 両案に対する質疑は後刻に譲りたいと存じます。

○委員長（仲原善一君） 次に、住民基本台帳法案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鈴木壽君 今度のこの住民基本台帳ですね、これは第六条によりますと、新たにこういうものをつくらなければならないということになると思うのですが、その際、先月何かこう様式なり規格なりというものは統一したものを考えてはおられない、それぞれの団体においてしかるべくやってよろしんだと、こういうお話であったと思います。が、そのとおりでよろしゅうございますか。

○政府委員（長野士郎君） 住民基本台帳のいまお話しになりました点は、この住民票の記載事項との関係でございますが、まあ法律ではこういうよ

うに必要最小限度の事項を規定しておりますけれども、個々の住民票の記載欄の様式でございますとか、記載の形でございますとか、そういうものを一定をしようというふうには考えております。むしろ地方公共団体として従来からいろいろやっております様式もございますし、そういうものが活用できれば活用したいし、また地方団体がこれ以外に追加をいたしまして、行政の必要から住民票の作成に加えてまして追加して記録の整理をするということがあれば、それもまあ便利がいいの

じゃないかというふうに考えますので、統一的な様式を考えようとはしていないのでございます。

○鈴木壽君 従来といいますか、現在までの間

に、その地方団体によっては事務の能率化とか、合理化、あるいはまあ住民のサービスというような点からいって、この法律に定められていると同じような考え方でですね、住民台帳をつくっているところがありますね。そうして窓口を一本にして、そこでそれぞれの事務のところへ分かれていったりなんかはしますけれども、とにかく住民台帳というものを一つにしてやっているというところ

○政府委員（長野士郎君）　まあお話しのようなことでございます。

○鈴木壽君　いま私があげたような、市町村でこのように事務の合理化といいますが、そういうことをやっておるところについての何か調査はありますか。たとえばどこそこにはどういうふうにしてどうやっておるんだというような……。

○政府委員(長野士郎君) この前にもちよつと申し上げたのですが、昭和四十一年の三月三十一日現在の調査によりますと、いわゆる市町村の窓口事務の改善、いわゆる窓口統合でござい

ますが、そういうことを実施をしております地方
団体が二千五百六十六町村でございます。それは七
四・五％ということになっております。その内容
になりますと、ちょっとさまでございまして、
必ずしもここに申しておりますような住民票にま
で統一しているものも申せませんが、大体そう
いうふうに統一しているものと思っております。三、
四割程度はあるようでございます。と申しま
すのは、非常に不明確なことで申しわけないので
ございしますが、それ以外の調査としまして、日本
都市センターという全国市長会の付属の研究機関
がございしますが、そこにおきまして、三十九年の九
月に全国の五百五十九都市のうち、三百四十二市
について調査した結果も参考にいたしますと、戸
籍とか住民登録、国民健康保険、国民年金という
ものを全く一つで処理しておりますものは、その
三百四十二市の中で七割くらいということになっ
ておりますから、おそらくこのあたりの七割とい
われていた市につきましては、御指摘のように住
民票といえますか、そういうものを、いろいろな届
け出を全く一つに整理しているものと思われるわ
けでございます。それからそれ以外に、二種類に
分けているというものが六十一割くらいある
ということになっております。こうなりますと、
二種類のものをどうも使っているように考えられ
ますので、統合といえども、いろいろ統合の段
階で異なるわけでございますが、全く一つにして
いると思えますところにつきましては、お話し
のように、大体この住民票に用いることが可能だろ
うと思っております。それからまた、二つに分け
ておりますようなところでも、その一つのほうに
それを集めますとか、あるいは住民票は何も一枚
でなければならぬということにはなりませんの
で、二枚を一つに考えれば、これも一つになると、
こういうことになっていまして、なるべく現在ある
ものが活用できる、その点が様式とか形式、大き
さというものを統一しないことにはいたしますた
めに、そういうことが可能になるというふうに思っ
ております。

○鈴木壽君 その点はよくわかりましたが、それ
では最初に基本台帳をつくる際に、これは住民票
の作成等において、第八条によれば「この法律の
規定による届出に基づき、又は職権で行なうもの
とする。」、こういうことがありますが、これはど
うです。届け出というものを基本に考えておるだ
ろうと思うのですが、そこら辺はどうです。

○政府委員(長野士郎君) この第八条の住民票の
関係につきましては、新たに住民として住居を移
転しましたとか、そういう場合につきまして届け
出というもので処理をしていくということござ
いしますが、それから最初に作り出すときと申し
ますが、この法律が施行になりますと、そのとき
に行ないますものは、附則の四条を見ていただき
ますと規定してありますが、「市町村長は、昭和四
十四年三月三十一日までに、施行日の前日現在に
おける住民につき、住民票を作成しなければなら
ない。」、こういうことになっておまして、現
在おります者についての法律の適用に關しまして
は、届け出ということとございせん、市町
村長が職権で住民票の作成を行なうということ
を原則にいたしておるわけでございます。ただ、こ
れが実施になりますと、これは、「住民としての地
位の変更に関する届出の原則」というのが第四章
に書いてございしますが、こういう第二十一条にあ
りますように、地位の変更に伴うものは届け出
を原則にする。ただし、いまお話しがございまし
たように、住民票の記載につきましては八条にあ
ります。地位の変更については届け出が原則で
ございしますが、記載事項の訂正とか修正と
かいうことも出てまいりますので、そういう場合
は届け出のみならず、正確さを担保いたしますた
めに職権で修正をする、訂正をするということも
できるようなことになっておるわけでございます。

○鈴木壽君 そうすると、これは第八条の住民票
の記載ということ、一たんできてからあとの、
たとえば転入とかあるいは移動等によるところの
記載であって、そもそも当初につくる場合の記載
ということを含まないということなんですか。

○政府委員(長野士郎君) おっしゃるようなこと
になるわけでございます。最初のこの施行に際し
ましては、むしろ附則の経過規定が働きますと、
その場合には、先ほど申し上げましたように住民
票の作成は市町村長の職権で行なうということに
なってしまうわけでございます。それから、その
後におきまして住民に求められますのは、この地
位の変更について、変更のありますために届け出
を求められる。その届け出がありますと、それを
受理しまして、審査もすると思えますけれども、
住民票の訂正をする、こういうことになるわけ
でございます。したがって、最初のところは
届け出はなくても住民票はつくれる、こういうこ
とになるわけでございます。

○鈴木壽君 附則のほうの「住民票を作成しなけ
ればならない。」ということ、これは四十四年三月
三十一日までの間にそういうものをつくらなけれ
ばならないということであって、具体的な記載等
についてはそれは別だと、こういうことなん
ですか。これは作成の中には、もちろん記載しな
ければだめですが、きませんけれども、これは何月
何日、ここにいう四十四年の三月三十一日まで
につくらなければならぬという、それだけの話で
あって、記載の事項そのものについては八条に
よってやられるということじゃないの、これは。
これはばく法的にどうも、ああたとかこうだ
とか言われると、ちょっとわからなくなるので
すけれども、そこらはどうです。

○鈴木壽君 わかったようなわからぬようなあれ
ですが、そうしますと、最初につくる場合には職
権でやるとおっしゃいましたね。その場合にあれ
ですか、現在まあ各団体ごとにあるものを
持っているわけなんですけれども、いろいろなも
のを持っていて、それは少しばんやりした
言い方で恐縮ですが、それぞれの台帳等を持って
いるわけなんです、それから新たな記載事項、こ
ういうものに漏れないように作成をしていくと、そ
ういう程度でつくりますか。それとも、さらに
調査をして、世帯ごとに個々に調査をして、ま
あいわば一斉に、悉皆調査したいことをやってつ
くらせるのかどうか、つくりますのかどうか、そこ
あたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(長野士郎君) 四十四年の三月三十一
日までには住民票を作成すると申しますのは、その
時期までに全国一斉に住民基本台帳法の実施をし
たい、こういうことでございます。したがって、
住民票の作成をしなければならぬという規
定は、ちょっとそういう意味では表現が事実上即
したことはかなり過ぎておりますけれども、もち
ろん、その前に記載という事実行為は必ず進
んでいくわけでございます。それまでにはびしっ
とそろそろというわけでございますが、住民票その
ものは、記載されたものが住民票ということござ
いますから、と同時にそれまでの間に法律が施
行になりますから、新しく住民が転入とか転居と
かいたす者がございします。この者につきまして
は、届け出は出てくるわけでございます。そうい
う事情のない者につきましては市町村長が、これ
は何も三月三十一日までの間ならいつでもいいわ
けでございますから、なるべく早く準備をして
もらいまして、そして、たとえば四十四年の一月一
日からある市は実施したいということであれば、
それまでに旧来の住民と申しますか、その施行日
前までに住民であった者につきましての住民票
の整理をしまして、そうすると、この施行日以
後の者については、住民が法律に基づいて、転入、
転居したりしました者は届け出がござい
しますし、それから出生をいたしましたような場合とか、
そういうような場合には戸籍の届け出がござい
しますから、そういうことで整理ができる、こうい
うことになるわけでございます。

○鈴木壽君 附則のほうの「住民票を作成しなけ
ればならない。」ということ、これは四十四年三月
三十一日までの間にそういうものをつくらなけれ
ばならないということであって、具体的な記載等
についてはそれは別だと、こういうことなん
ですか。これは作成の中には、もちろん記載しな
ければだめですが、きませんけれども、これは何月
何日、ここにいう四十四年の三月三十一日まで
につくらなければならぬという、それだけの話で
あって、記載の事項そのものについては八条に
よってやられるということじゃないの、これは。
これはばく法的にどうも、ああたとかこうだ
とか言われると、ちょっとわからなくなるので
すけれども、そこらはどうです。

○鈴木壽君 わかったようなわからぬようなあれ
ですが、そうしますと、最初につくる場合には職
権でやるとおっしゃいましたね。その場合にあれ
ですか、現在まあ各団体ごとにあるものを
持っているわけなんですけれども、いろいろなも
のを持っていて、それは少しばんやりした
言い方で恐縮ですが、それぞれの台帳等を持って
いるわけなんです、それから新たな記載事項、こ
ういうものに漏れないように作成をしていくと、そ
ういう程度でつくりますか。それとも、さらに
調査をして、世帯ごとに個々に調査をして、ま
あいわば一斉に、悉皆調査したいことをやってつ
くらせるのかどうか、つくりますのかどうか、そこ
あたりはどうなんでしょうか。

に記載されている事項に合っているかどうかを調べるのが一番いいと思いますけれども、まあ実際問題としていたしましては、私どもはそれを期待しておりますが、そこまでのことが地方団体によって現実問題としてなかなか困難な場合がございまして、そういうものにつきましては、これは一種の確認、どういう形かでの審査と確認というものは、しかしそれにしても経ておるということでございまして、そういうことで、従来使っております住民票を、新しく切りかえのときの住民票に編集し直すか、写しかえる。写すというの、文字で写すというわけでもございまして、場所を移すということになるかもしれないけれども、そういうことにして、新しい住民票に切りかえていくということも、実際問題としては、そういうことがやむを得ないという場合も起こるかと思ひます。

○鈴木壽君 私、この法律で趣旨なり考え方なりということとはこれでわかるけれども、実際、一体どうやってつくっていくかという手続的なこと、それをどうやっていくかということについて、どうも非常に抽象的な書き方なものですから、率直に言つてなかなか理解し得ないところが私はあるのです。さらに最初にお聞きしたようなことでも、一体新しくほんとうに全部つくるのか、つくらないのか、あるいはいまの最初につくる場合に、作成する場合の記載のしかた、これは一体きちんと、実際にあつて調査をやり直してというやうなところまで考えているのか、あるいはまた単に現在使っているいろいろなやつから写してきて、ていさいを整えるという、その程度に終わるのか、どうもはつきりしないのです。

私はそういうふうな感じから、今回のこの住民基本台帳あるいは住民票というものは、事務の簡素化とか効率化とか、あるいは住民に対するサービスとか何とか、いろいろなことを言われておりますけれども、結局、住民を一体いかに的確にかつかつかまないか、これでもつて的確に住民を常に把握するというと、少しことばが変なことに

なりますが、はつきりさせておく、これがこの法律で一番考えなければいけないことだと思ふわけですね。そうしますと、いわゆる的確にかつたのいろいろ手続的なことがあると思ひますから、そういうことをもう少しきちつとやらないと、せつかくいろいろなものをつくつても、届け出なにか、職権なのか、職権といつてもいろいろあると思ひますが、どうもそういうところを、率直に言つて、この法文、条文の書き方から理解し得ないところがあるわけなんです。いまのお話を聞いても、できれば一斉調査したいなもの、悉皆調査したいものをしたいと思ひますし、そういうことをさせたいと思ふが、そうできないところもあるだろうと、こういうお話ですが、これは何も一律にこういうふうにするべきだということをきめる必要があるいはないかもしれぬけれども、しかし、いづれにしても、実際の仕事を進めていくからには、何かひとつやふり、さつき言つた住民を、可能ならば的確に把握するということ、しかし、そのためにやらなければならぬ方法というものをきちつとやらせる、これが私に必要だと思ふのです。こういう問題がはつきりしないから、私あともお聞きしたいと思つていました、この前にもちよつと課税の問題で、住所とみなしてやるとか何とかいうことがありまして、ちよつと関連して私聞いておきました、そういうような問題もあちこち出てくるわけですね。

まあ少し私的な個人的な考えを述べてしまいましたが、最初につくる場合にはどういう方法でもいいのだ、現在使っているいろいろな、それから写してきたようなことでつくつておいてもいいし、あるいは職権といふか、一斉調査のようなものをやつてもいい。もしそうだとすると、これはだれもめんどろな一斉調査なんかやりませんよ。何も私、一斉調査必ずやらなければいけないという意味じゃありませんけれども、そこら辺どうですか。

○政府委員(長野士郎君) お話のとおりでございまして、本来ならば、切りかえに際しまして一

斉調査と申しますか、悉皆調査というものを十分にいたしまして、住民票そのものの正確性を確保するということが一番望ましいわけではございませう。ただし、市町村におきましては、そのやり方、いままでにも住民票のようなものを——ようなものと申しやあれでございまして、現に住民登録法による住民票があるわけではございまして、そういう方法によりまして、それぞれ調査をいたしておるわけでありまして、それからまた、この前、昨年の選挙人名簿をつくりまして、これも全、国で一斉調査をしたわけではございまして、そういうことで、市町村それぞれ、現に住民票についての正確性を確保するためにいろいろふりまし、努力もしております。状態も必ずしも一定でもないわけではございまして、そういう点もかれこれ勘案いたしまして、この法律実施の際に、一斉調査をするというふうなことはとらなかつたわけではございませう。しかし、だから正確性をそこなうと申しますか、担保しないでもないというふうなことを申しておるわけじゃございませう、これはもうできる限り正確な住民票の切りかえが行なわれることが、一番望ましいことは言うまでもないわけではございませう。そうしてまた、この法律が実施になりました場合には、法律では年に一回とか、そういうふうには書いておりませんが、定期には調査をして、正確性を担保するようにという三十四条の規定なども、そういう意味で規定をしておるわけではございまして、したがつて、問題は、この切りかえに際するときに、なるべく正確性を担保しておくことが、これを軌道に乗せるために必要だということではございませう。この点はもうおっしゃる通りでございませう。

それからまた、同時に、その後の管理と申しますか、そういうものを通じて、ますます精度の高いものに持つていくということもあるわけではございませう。その点では、今回の基本台帳法は、いろいろな行政目的につながつておりまして、住民の受けますところの権利とか利益の保護、あるいはその地位に関する証明とか、そういう意味で、直接

各種の行政事務処理につながつておるわけではございませうから、そういうことを通じまして、住民票の管理あるいは行政事務処理の上から、住民票の正確を期するということが、従来より以上にできるだろうと思ひます。従来の住民登録法によりまして、必ずしもそういうことを原則にしておりません。間接的に行政に役立たせるといふことにしておつたわけではございませう。これは法務省の調査でございまして、私ども、何とも申しやうがございませうが、平均いたしますと、それでも精度は九五%だということを申し上げておきます。ただ、私どもが精査いたしますと、一〇%以上開いておるところも少なくないやうでございませうが、従来の行政との密着度の非常に不十分だといふ住民登録法による住民票におきまして、相当精度の高いところもあるわけではございませう。したがって、市町村によつて、事情必ずしも同一ではございませうが、また、実際にこれを一斉調査をして行なうと言つても、なかなかすぐには無理なところがある。今後の住民基本台帳の管理あるいは整備というものを引き続き行なうことによつて、正確にするよりほか方法がないこともございませう。かれこれ勘案いたしまして、一斉調査ということは、必ずしも義務づけませんでしたけれども、お示しのやうに、この記録の正確を確保するということは、これはぜひとも必要なことだと思つております。

○鈴木壽君 いまの正確に住民を把握し、記録を正確ならしめて、それを確保していくというやうなこと、これはこの法の基本になる考え方だと思ふのですが、そういう意味から、何か最初のつくり方等について、いま述べられたやうなことでもあれば、その確実性なり完全性なりというものが保持できるであらうかどうかというのを、特に私は大都市のやうな場合に、いろいろ問題があるのじゃないかと思ふのです。いなかのほうへ行つて、小さな町や村というやうなことになるやうと、どこそこのうちにだれがおつて、どうだというところからいまで、村役場の人たちが、みんな知つ

ているのですが、大都市になって、いろいろな住居の形や変わって——変わってというところ、まあ複雑になってきているときですから、これは私はいへんだと思うのです、正確性という点から見ます。ですから、私さっきお尋ねしたようなこと、どうも心配だというふうに思うのですがね。

特にまた、この法律を見ましても、そういう確実にというふうな、正確性というふうなものを求めておるのに、関係する条文をずっとこう見ていって見ますと、たとえば三条もそうでしょう、五条、八条、ずっとあとのほうの三十何条ですか、三十四条「調査」ですね、こういうようなところを見ていっても、どうもはつきりしないもの、ですからね。何か訓示規定みたいなふうに感じるわけですね。冒頭申し上げたように、手続的にどうも一体どうなるのかというふうな心配があるのですが、よしあしは別です。せっかく法律をつくってやるのですから、ある程度それによってきちっと手続的なこともきめてやるのが、私は必要じゃないだろうか。調査しなければならぬとか、職権でやることのできるということも、一体どういうこととやるのか、どうもはつきりしないもの、ですからね。これらの条文等によつて、あなたのおっしゃるような確実に、正確に把握をし、記録をしておくということについて心配がないというふうにお考えなんですか、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) この法律におきましては、御指摘のように、個々の場所においては抽象的に記録の正確性を保持するための手段とか、もの考え方が出ておるわけですが、実際に法を運用し実施をいたします際には、多少技術的な問題も含めまして、いろいろ指導をいたしたいと思っております。そういう意味で、たとえば住民票につきまして、たとえば個人票の場合とか世帯票の場合とか、あるいは住民票を一枚の紙でやっておりますものとか、二枚以上の紙を使っておりますものとか、いろいろあるわけではござい

まして、それから二枚以上の紙を使っております中にも、住民に関する基本的なものを一枚にし、それから基本的なもの以外の行政的なものを二枚にするというふうなことをいたしておるものも多々ございまして、そういう多少技術的なものとの関連におきまして、いろいろ指導をいたしたり、現在モデル的に窓口事務の統合をいたしておりますところの市町村の、そういう切りかえに際しますところの経験なり記録なり、データも相当ありますから、そういうものを通じまして、事務処理の模範例といいますか、実験例、効果の多いやり方というふうなものを十分に徹底をさせるようにいたしたいと思っております。

それにいたしまして、基本的には住民票の正確性を保持することは、作業能率の問題だけではございまして、現に住民の実態を把握するかどうかということにかかわるわけではございまして、御指摘のように一番問題は、実は大都市でございまして、大都市は、もう非常に人口移動の激しい状況でございまして、その点が一番困難でございまして、そういう意味で、切りかえのときに完全に正確性をもう一ぺん確かめ直すということ、実際問題としてもなかなか困難があると思ひます。相当準備をいたしまして、その間にまた人が移動するということもございまして、なかなか困難があるわけではございまして、そういうこともござい

るわけではございまして、もう御指摘のように、大都市における切りかえが一番問題でございまして。また一番実は必要なのは大都市における住民の正確な記録なのでございまして、その点が、切りかえに際しまして、台帳の保持につきましても、一番困難とくふうを要するところなわけではござい

す。それにつきまして、実施のためにいたしますところの必要な事務処理の方法とか、切りかえについての処理のしかたというものを、きましては、それぞれ共同でひとつ研究をいたしまして、従来の経験にもかんがみまして、いろいろな参考になりますようなデータもつくりまして、指導や助言を徹底をいたしまして、正確なものにつとめていくようにいたしたいと考えております。法律の上では、そういう多少技術的な面とか、そういうことでございまして、あまり法律の上で調査方法なり審査のやり方なりというものを書くこともい

かがかというところもございまして、その点が非常に抽象的になっておるのでございすけれども、運用に際しまして、その点は、なるべく間違ひのない、明確な、しかも能率のいい方法で、的確に把握できるように、そういう事務処理のスタイルというものをぜひともつくり上げてまいりたい、こう考えております。

うものをつくってやるべきだというふうな考えでおられるのか、あるいは全部これでもって統一してしまつて、この台帳をもとにきまざるものを処理していくというふうな態勢で進ませるつもりなのか。きまつた考え方なり、指導のしかたというものはあるのですか。

○政府委員(長野士郎君) 前にも申し上げましたが、この住民台帳におきまして考えております点は、二つの面があるわけではございまして。一つは、住民が行政機関、市町村に対して届け出をする場合におきまして、一つの届け出で済ますことができることになれば、そのほうが住民にとつても非常に便利なことである。この点が一つでござい

ます。それからもう一つは、行政を処理します上でも、そういう一つの届け出で済ませるものを土台にして考えますという、その行政ごとに届け出を受けたらするのと違いますから、その点で統一した台帳によつて行政が行なえるということによりまして、行政間におけるところの食い違いとか、そういうものがなくなるという意味でも合理化されるわけではござい

ます。それで、第二条にも書いておりますように、国や府県がそれぞれの行政目的で、また別個に市町村に住民に関する調査を求めましたり、またそれについて別の台帳をつくらせるといふようなことになりまして、せっかく統一をはかろうという意味が何にもありませんので、そういう意味で第二条には国、府県の責務といたしまして、すべてそういうものは、住民の届け出は一つの行為によつて行なわれるようにしてくれ、そして、住民に関する事務の処理というものは、この住民基本台帳に基いて行なわれるように、法制上その他の措置を講ずる、これは立法の上でも、あるいは府県の条例なり、あるいは通達その他におきまして、すべてそういうことで統一してくれということ、法律の願ひとしておりますわけ、また国、府県の責任としておりますわけではござい

ます。ただ、もう一つの問題をいたしまして、たとえば国民健康保険の被保険者に関する資格は、この

○鈴木壽君 そういう点については、ひとつこれから十分やらないと、私の心配が単なる杞憂でなしに、やつてはみたものの、それは形としての台帳はできていくかもしれないけれども、実態は把握できておらないというふうなことがあつては困ると思ひますから、ひとつ十分いろいろいい方法を御検討の上に、御指導といひますか、やっていた

それから、こういう台帳ができました、いろいろな行政目的によつて、また、それぞれの台帳みたようなものができていくのではないであらうか、たとえば、国民健康保険にしまして、年金にしまして、その他もろもろあると思ひます。が、こういうことについては、予想して、そうい

届け出でぴしゃっときまるわけですが、今度は国民健康保険の事務を処理する係から考えました場合には、どうしても自分の手元に台帳がほしいわけですね。その場合に、別個な調査に基づく台帳じゃなくて、基本台帳に載っており、そのの写しを持ってきて仕事をする、こういうことは、事務処理上の便からいって、必要な場合がございまして。そうしますと、形式的には、もと

の基本台帳と、国民健康保険の係のところにある台帳の写しと二冊になるのではないかと、いうことでございしますが、これは親台帳の写しでございまして、この点では別個に新たに台帳をつくったという点とは意味が違ふわけでございます。そういうことは、事務処理上能率の上からやむを得ないかと思ひますが、これはコピーをつくるだけでございまして、それほど手数とか、それによつて行政が重複したり、食い違いを生ずるというおそれはないわけでございます。全部そういう意味で届け出は一つにし、行政の処理もこの台帳を基礎にしてやうていく。選挙人名簿等につきましても、名簿というものは、選挙をそれで実行いたします上で、投票所その他におきまして、確認その他の行為に必要なわけでございますので、要るわけでございます。ただし、名簿そのものは台帳に基づいて名簿をつくっていく、こういうことにすることが非常に必要だということでございます。そういう意味で、届け出が二つになりましたり、台帳がこれ以外の調査とか、そういうものに基きましてつくられるというところは、もうぜひないようにしたい、こう考えております。

○鈴木壽君 第四条の「住民の住所に関する法令の規定は、」云々というありますが、これをもうちょっと御説明願ひたいと思ひます。というのは「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法第十条第一項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。」としてありますが、この法律でいう住民の住所、あるいは他の法律にいろいろ住所についての規定とまではいわなくても、住所といっていることがば

いろいろありますね。たとえば公職選挙法でも、あるいは地方税法の中でも、住所を有する者とか、有しない者とか、いろいろありますね。こういう他の法令にある住所を有するといふふうには、あるいは有しないといふところ、そういうものを全部この「住民の住所に関する法令の規定」というものの中に入れてあるのかどうか、その点はどうか。

○政府委員(長野士郎君) お話しのとおりでございまして、この四条は、普通は住所の定義といふものを、できれば規定をいたしまして、もうすべての法律の住所といふものの解釈を統一をすることができないかといふことで、いろいろこの研究をいたしたたけでございまして、まあ結局こういう規定のしかたになつたわけでございます。結局、それは地方自治法がこの住民についての基本法でございまして、地方自治法にいう住所といふものの意味する内容と、他の法令によるところの住民の住所といふものという意味する内容とは、全く同じでございまして、よといふことを申すにどめたわけでございます。この点、解釈上、民法にいいましますところの住所といふもの、地方自治法にいいましますところの住所と同じだといふことになつておるのでございまして、そういう意味で、税法におきまして、その住所も、国民健康保険の被保険者であり、その住所も、選挙についての住所も、全部住所といふ意味内容は同じだといふことを明らかにいたしましたために、この四条の規定をいたしたのでございまして。

○鈴木壽君 第四項に「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」といふところ、これだけしかないわけですね。そこで、区域に住所を有する者といふのは一体何か、どういうことかといふことになると思ひますが、これはどういふことなんでしょう。

○政府委員(長野士郎君) これは従来からこの解釈をいたしまして、この住所は民法にいいまします

この住所と同じでございまして、いわゆるその人の生活の本拠が住所である。今度は生活の本拠とは何をいうかといふと、またいろいろ議論が出てくるわけでございますけれども、まあ結局そういう、いわゆるその住所、法律にいう住所といふのが住所だ。ただ、この四条に書いてあります意味は少し違ひまして、そういう抽象論ではございまして、むしろ国民健康保険における住所はAの村であつて、税における住所はBの村である、選挙における住所はCの町である、こういうことは許しませんが、少し強い意味で、一つにしなければいけません。単に抽象論の解釈以上に一つになることを、現実の行政の上で一つになることを一つになる解釈をしなければならぬといふことを、四条の意味はあらわしておるわけでございます。単に抽象的な民法上の住所、生活の本拠をいうのだといふことを予定した意味で書いておるわけでありまして、その点では、理屈はそうであつても、現実には一人の人間についての住所があつても、こつちにも散らばつていくことは許さない、そういう運用をしてはいけなないんだといふ意味を含めて四条の規定を置いたわけでありまして。

○鈴木壽君 その場合の住所を、はつきり何か、何かという、単にそこにおるといふことだけでなしに、これからのことを言つと、この台帳に記載されてある、住民票の中に記載されてあるものといふふうな考へるしかなくなつてくるのですが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 実際論をいたしましては、ある人が台帳に記載されておれば、その人の選挙権も、その人の国民健康保険も、その人の税金も、まあその場所といふことになることを期待しておるわけでございますが、かりに台帳の記載そのものが間違つておると、住所の認定を間違つておるといふことであります、その議論がなかなか通らないわけでございます、台帳に記載するにあたりまして、この解釈によつて、厳重な厳密な解釈と判定の上で記載をしなければなら

らない。こういうことも、台帳に記載するにあつても、この四条の規定は、事柄の正しい意味において働く、こういうふうな考へざるを得ないと思つております。

○鈴木壽君 もちろん記載そのものが誤つておつたりなんかするといふようなことがあると思ひますが、それはいとおつしやうとおりでと思ひますが、いずれにしても、明らかな、何といひますか、自他ともに認めるものといふものは、やつぱりこういう台帳に登録されておるといふことが一つ、しかも有力なそれになる、ならざるを得ないと思ひます、実際問題としてですね。ですから、そうすれば私——まあこの点どうですか。少なくとも正確に記載されておるといふことを前提にして、その記載されたそれをその人の住所とする、私なら私の住所とすると、これしか認める方法はないと思ひますが、こういう台帳等に記載されるものと無関係になお住所があるといふふうな考へていくと、これはたいへんなことになると思ひますが、そこら辺どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 住民台帳の、まあそういうお話でございまして、法律上の性質と申します、住民票そのものの性質といふものが問題になるわけでございますが、住民基本台帳は、市町村の住民を記録いたしまして、その居住関係の公証、あるいは選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理の基礎となるところの公簿でございます。したがつて、単にそれは行政事務の処理の便宜上作成するといふような、そういうものではなくて、単なるそういう書類ではなくて、一般に公開もされましますし、住民の居住関係を公に証明する効力を有するものと認められておるわけでございます。したがつて、解釈上、これは判例も確定しておるようでありまして、刑法の百五十七条にいいましますところの住民の権利、義務に関する公正証書に該当するといふことに解釈されておるようでございます、そういう意味で、住民台帳における記載といふものは、そういう意味での法律上の性質を持つておるわけござ

います。その点では単なる一般の書類とは異なるわけでございますから、その記録にあたりまして住所の解明というものがつきましても、当然に法の予定しております正しい住所認定というものを伴わなければならないし、また正確に記録されなければならない、こういうことに考えられます。また、かりにもせよ、住民票に記録されておる、住民台帳に載っておるというご自身が、一つの住所を持っておるということの証拠力になるということは、おっしゃるとおりかと思ひます。

○鈴木壽君 どうもわからなくなつた。Aという町に住んでおり、したがってその住民基本台帳にちゃんと登録されておるといふ人が、しかし実際その後他の市町村に、いわゆる生計の根拠となる、たとえば収入等も、それもそこにあり、実際そつちで暮しておるという例がありますね。それは短期間であるのか、あるいは長期にわたるのか、その辺いろいろあると思ひますが、こんな場合に、しかし自分のもととAの町の者であり、Aのほうに住民登録をしているのだから、いつ帰るかかわらないけれども、いまはこつちにいるのだ、他のところにいるのだというような形であるという場合、したがって届け出もしない、しかし、調べてみると、いまいったようなことではないという場合、先日、私関連として聞いたのですが、住民税の課税なんかで問題が出てくると思ひますね、そこら辺のこともお聞きしましたけれども。

○説明員(遠藤文夫君) 実際は住所の認定はどういう方法であるかというところは、従来から学説あるいは判例によりまして、いろいろ意見が違つてきておるわけでございます。しかしながら、古くは、たとえば一般的にいいますと、定住の事実と定住の意思によつて解明されて、判例もそういう形をとつておるわけでございますが、最近の学説によりまして、定住の意思というものは必ずしも住所認定の重要な資料ではあるけれども、必ずしも意思というものは必要ではないということが、学説でも最近非常に強ひようございます。いずれ

にいたしましたとしても、私どもは、先ほど局長が申し上げましたように、地方自治法、それから選挙法、税法はじめ住所の認定をどうするかということにつきましては、従来の判例、学説、あるいは実際の運用でもって、非常にレア、ケースの場合狂つてくる場合がありましても、実際の解明というものは固まつてきておるわけでございます。そのような従来から固まつてきておるものと、その解明に従つて住所の認定をしていく。いまの御指摘のような場合に、はたして、いわゆる出かせぎのような場合ですと、一般的には、たしか出かせぎについては、住所はもとにあつて、出かせぎ地にはないという大體解明になつておるようでございます。もちろん、その者が単なる出かせぎ程度なのか、それとも現実に住所がそつちに行つてしまつておるのか、その辺は具体的なケースに即して判断するよりはかたいたるうというふうな考へております。その辺につきまして、別にその辺の解明の具体的なあり方と申しますのは、先ほど申し上げましたように、従来の解明、実例というものの集積の上に立つて解明していく以外に方法はないんじゃないか、かように考へております。

○鈴木壽君 私心配なのは、附則の第十一条の「地方税法の一部を次のように改正する。」という三項にある、こういうような場合なんか考へてみると、一つの紛争が起こることになりはしないかと思ひますね。ですから、これは少し実態とどこまでマッチするかどうか、私も確信がありませんが、かりにこういう基本台帳というものができ、そこに登録されて、その住民になつておるといふような者、相当長期間にわたつて他に行つても、そこに登録されたらその住民だといふふうな形でも割り切つてしまわないと、これは転入等の届け出があるいはおつたものであるかもしれませんし、あるいはそうでなしに、ちよつとした期間だけというふうなことでやつておる場合でも、これからしますと、住所を有する者であるというので、何か両方から課税されるようになつて、こうにもなりかねない。台帳に載つておるほう

は、いやおれのほうのところのやつだと、実際はおまえのところはやらなくて、もうこつちへ来てゐるんだから、こつちのほうで課税するんだと、こんなことにもなりかねないと思ひますがね。ちよつと私そういう心配をするんですが、そういう心配はありませんか、これで。

○説明員(遠藤文夫君) 実際問題は、御指摘のようなケースにつきまして、一人の人間が現実に本来的に正当な解明として、どちらに住所があるかというごとの解明をする場合に、どういふ解明をするかというところが第一の問題、その次に、そういう解明をどういふ手続で行なうかという二つの問題があるかと思ひます。

前者の問題は、先ほど申しましたように、従来の判例あるいは解明、実例の基礎の上に立つて客観的に判断をしていく。その場合には、客観的に判断をする場合になりますと、正直なところを申し上げて、従来の税法の解明と選挙法の解明と、いわんとおつて趣旨は、そう違つたことを解明しようとしておる気持ちはないわけでございます。ただ、現実の適用の状況でもって食い違ひがある。そういう場合はどうかという御質問かと思ひますが、そういう場合に、一人の人間をどちらで、たとえば税金を取るかというところは、先ほど御指摘のように、はつきり台帳に載つておるところから取るんだと、はつきり形式主義のほうに割り切るか、あるいは台帳とか何とか関係なしに、現実におつたところから取るというやり方もございます。その辺は、私どもも立案の過程でいろいろ議論したわけでございますけれども、現実のさしあたりの段階といたしましては、このような形で、と申しますのは、原則としては台帳に載つておるところで取るという方針でございます。次に、いずれの市町村にも載つていないという者もあるわけでございます。それも税金の場合はさかのぼつて――さかのぼつてといひますか、一月一日現在で課税しますが、三月ごろおつたというところを見つけたというふうなケースもあります。で、やはりどうしても台帳に載つていないければ税

金を取れないということになりますと、これは届け出をしないということになつても困りますので、やはりそれは載つていなくても取れる道は開かなければいけない。その場合に、実際に載つてゐるところと台帳のあがずれている場合どうするかというふうな議論で、いろいろやつたのでございまして、現在のさしあたりの段階では、このように実際に載つてゐる限りにおいては、台帳に載つておるものとみなして課税する。しかし、その場合、当然みなして課税するといひますと、現実と同時に住民基本台帳そのものは直すといふことで統一していく。ただ、御指摘のように、二重課税の心配があるじゃないかというところにつきましては、四項におきまして、二重課税はできないというところをはつきり書きまして、御心配のないようにすることでもつていつたらどうか、かように考へておるわけでありまして。

○鈴木壽君 私、気になるのは、「その者を当該住民基本台帳に登録されている者とみなして、その者に市町村住民税を課することが出来る。」。そこが気になるわけですね。そうすると、いまのお話を聞きますと、台帳に載つてしまふ、その上で課税すると、こういうお話のように聞いたのですが、そうなんですか。

○説明員(遠藤文夫君) 実際は、一月一日現在でおつたものとみなすといふさかのぼりでありまして、から、結局、三月、四月の時点におきましては、書いたところ、三月、四月の時点に載せるといふことになりまして、やはり課税期日である一月一日現在の時期において載つておつたものとみなして課税いたしまして、見つけたとき現在でもつて台帳を整理する、かような事務処理になつておると思ひます。

○鈴木壽君 そうすると、転入したような場合、これは届け出はある期限があるようでありましかれども、しかし、実際はいまのようやつは、これはその期日を無視してというか、オーバ―してなお届け出をしておらないということになると思ひます。しかし、記載をする場合には、転入し

た年月日を記入するようになっておりますね。たとえ、いまの一月一日、あるいはその前、十二月三十一日であるかもしれない。四月にやっても五月にやっても、やはりさかのぼって転入した日を記入するということになるわけでしょう。そうでないといけないように、この二十二条あたりから見ますと考えられますけれども、そういうふうになりますか、どうですか、実際の記載のしかた。

○説明員(遠藤文夫君) 記録のしかたは、先ほど前にも、七条にもありましたように、実際に、いつ住所を移して、いつ転入届けがあったかというように記録をそのままする、かようなことになるわけでありま。

○鈴木壽君 届け出した日ですか、もう一度。○説明員(遠藤文夫君) 結局、事実をありのまま記録しておく、かようなことであります。

○鈴木壽君 そうしますと、転入届けの二十二条の「転入をした年月日」というのは、昭和四十一年十二月三十日に実際はたとえ東京なら東京へ来たんだが、届け出は四月になってから届け出したから、四月三日なら三日、二日なら二日、それを転入した年月日として届け出る、こういうことなんですか。

○説明員(遠藤文夫君) そのようになるわけでありま。

○鈴木壽君 さかのぼってやると——実際はこうなったというふうな登録のしかたはしないのですか。

○説明員(遠藤文夫君) 結局、届け出というのは事実を、これに事実が先行してそれを記録しておくというようになりますから、もちろん届け出懈怠の罰則とか、そういう問題はございますけれども、やはり実際に転入をした日が三カ月前であれば、やはり三カ月前に転入したと書く、事実を記録する以外にいたしかたがないだろうと思うのです。

○鈴木壽君 だから私は聞いていますのですよ。昨年の十二月三十日に東京へ来たんだから、四月に

届け出しても、昨年の十二月三十日に転入したのだ、その日なんだというふうに書くのがたてまえじゃないかということをお聞きしているのですよ。

○説明員(遠藤文夫君) それは御指摘のとおりだと思ひますが、結局、一月一日現在において本人が台帳に載っていないかたということは事実でございます。それは過去においておたのたということが台帳に三月になって記録される。一月一日現在にはこの台帳には載っていないかたというのは事実だろと思ひます。だから、それが三月になって転入届けがあつて、三月になって過去からおたということが台帳に記録される、かようなのが事実かと思ひます。

○鈴木壽君 そのとおり事実ですが、何というか、みなし課税ということ、これはりっぱに税の上ではありますから、それに異議を申し立てるようなことをするつもりではないのですけれども、ただ、こういふような場合、じゃ、私はもっと端的に言ううと、三月に見つかった、見つかったということばは悪いのだけれども、届け出しなかつたが一月一日から東京におつた。届け出をしない、たまたま三月の時期にそういうことがはつきりした。そこで、おまえは一月一日におつたから課税すること、おまえは一月一日におつたから課税すること、それがそれでいいのだが、その前に台帳に登録することもあるから、登録を済まして、すでに事実として、さつき申し上げたやうな、昨年一月一日におつたのだということをおましてからはつきり課税するようにしたらどうかと、こう言うのです。

○説明員(遠藤文夫君) それはこちらは、確かに御指摘のやうな御趣旨はわかりましたが、これは地方税法と住民台帳と別々に書いておるものでございまして、地方税法においてはみなし課税する、おっしゃるやうな見つけた場合、住民基本台帳のほうでは、何といひますか、十四条において、そういうのを見つけた場合に直ちに直すというところで、それは事務処理いたしましては、

おっしゃるやうに同時にいたすというように、別の法体系でございまして、おのおの書いてございまして、さやうな事務処理いたしたい、かやうに考えております。

○鈴木壽君 あまりみなし課税みたいなことをやらぬほうがいいのじゃないかということ、これははいまいな場合がありま。ほんとうにそこ転居、転入を行なつて、届け出をしないままおつた場合と、実態がどうか、まだ、それこそ本人の意思も——しかし現実には生活の根拠になるやうなところを別に移しておるというやうなことがあるのです。そこあたりの判定になること、なかなかこれはむずかしいので、おまえ実際どこにおつたから、ここから給料をもらつてここに住んでおるじゃないかと、さあつとやつて済む場合と済まない場合がある。私は思うから、さつきみ

たいに、みなし課税というやうな、税法にいろいろありますから、それを全部私は否定する意味ではありま。少なうとも、いまこいうものをつくつて、住民というものをきちんとしていけるやうなうたてまえでやるならば、あまりいま言つたやうな、どう考えんとか、こう考えんとかいふことのないやうな形で、きちんとして課税するならば、しないならしないというのを、さういふことをやっておくほうがいいのじゃないかと、さういふことにしろやうな考え方からい

ろいろ心配がある、そこで聞いているわけなんです。いづれにしてもあれですね、住所というの、これからの、さういふ基本台帳というものをつくつてということになりますと、これに登録されているものが事実上の住所とみなしていくという、たてまえとしてはさういふふうで考えていかなければいけないと思ひます。その際において、転出なり転入なりの場合の届け出というものをしっかりとらなければいけないと、さういふことになると思ひますが、さういふ考え方で理解しておいてよろしうございませう。

○政府委員(長野士郎君) 結局御指摘のやうに、将来は住民基本台帳、いわゆる台帳主義と申しますか、台帳主義をたてまえにして事務処理が行なわれるというのを私も期待して居るわけでございます。その点につきましては、転入、転出届けの発行、住民がこの届け出に協力をほんとうにしてもらふということが、これはもう不可欠のこととございまして、その点については啓蒙、その他理解を進めるためのいろいろな方法は十分に努力を払つて、この実行を確保したいと、さう考えております。

○鈴木壽君 さういふ意味で届け出を主にして考えていくといつても、さらにまあ職権による調査といひますかね、記載といひますか、さういふものを随時行なわなければ、この記録の正確性なり台帳の信頼性というものはなくなると思ひますので、まあさつき局長から、今後の手続上のことについては、いろいろくふうした上でいい案をもつて指導するやうにしようなことで了解をいたしますが、やっぱりさういふことは、これはぜひやらないと、せつかつくつた、しかし穴だらけだといふやうなものになりかねない心配が私はあると思ひますので、その点をひとつ申し上げて私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(仲原善一君) ほかに御質疑はございせんか。——別に御発言もなければ、本案に対する質疑は終了したものと認めま。

○委員長(仲原善一君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案を一括議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。ちよつと速記をとめて。【速記中止】

○委員長(仲原善一君) 速記を起して。

○鈴木壽君 地方財政の特別措置に関する法律案の中身の、いわゆる臨時地方財政交付金につきましても、お尋ねをしたいと思いますけれども、どうも大臣、四十一年度においてなされた、いわゆる地方財政のいろいろな対策、措置、その当時大臣、大臣でなかったものですか、どうも大臣に聞くのも少しどうかと思うんですが、まあしかし、これは政府のやったことでございますから、そういう意味で大臣にお聞きをしたいと思います。

どうもその当時、四十一年度の地方財政に対する国の措置、とられた特別な、特例的な金の出し方、こういうものについて、当時大蔵大臣なり自治大臣、まあ国会で約束したことだ、違ふように私受け取るわけなんです。その一つの第一種交付金については、特別事業債の償還財源にするための金、これなんか当時の大蔵大臣の福田さん、あるいは永山自治大臣の衆議院、参議院における本会議の答弁やら、あるいは衆参の地方行政委員会、大蔵委員会等においてのお話からすれば、だいたい私に変わっていると思うんですが、そこで大臣、四十一年度のこういう措置について、四十一年度でわれわれに言明しておいたという事柄との関連で、何かあれですか、こういうものの、最終決定までの間に、そこに何といひますかね、何らの抵抗なしにこういうふうなことをすらすらと決定なすったと、こういうことなんですか、どうでしょう。

○国務大臣(藤枝泉介君) 特別事業債の元利、四十一年度では利子だけでございますが、元利につきまして、これは国の責任で、地方に迷惑をかけないような方法で処置しますというのを当時の政府がお答えしておる様に記憶をいたしております。それに対して私どもは、四十一年度の予算編成につきまして、これを元利補給というぐらゐりの形でいくか、あるいは財政需要に一本を立て、そうしてこれを国庫の支出でいくか、いろいろ検討いたしましたわけでございますが、結局元利補

給という直接的な方法でなくして、財政需要に立って、それを国が見るということをやったわけでございます。当時政府がお答えいたしましたことは、少なくとも、この四十一年度については実行しておるものと私は考えておるわけでございます。

○鈴木壽君 そうすると今回のいわゆる第一種交付金九十五億、第二種交付金が二十五億円でありますが、九十五億、これは全部特別事業債の償還財源に充てる、こういうことのための金なんですか。

○政府委員(細郷道一君) 特別事業債の四十一年度におきます利子支払いの所要額は全部で六十三億でございます。そのうち交付団体分として五十三億、それともう一つは、昨年国会において修正のございました固定資産税の免税点の引き上げ及び水道等に対します電気ガス税の免税、それの減収補てんに相当する額のうち、交付団体分が四十二億でございます。その五十三億と四十二億を加えた九十五億、これを基礎として第一種交付金の額を出したものでございます。

○鈴木壽君 四十一年度の利子分六十三億、交付団体、不交付団体合せて。そうして交付団体分五十三億、こういうお話でございましたが、どういふ金の利子でこれになるわけですか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、昨年投資的な経費の基準財政需要額を削減いたしましたので、その見返り分として特別事業債を発行したわけでございますが、その額が九百二十億、九百十九億何千万でございます。九百二十億でございます。そのうちの政府資金分につきましては六分五厘、それから民間資金分につきましては七分三厘という金利で計算をいたしましたものが、いま申し上げました全体で六十三億、こういうことでございます。

○鈴木壽君 まあその六十三億あるのは五十三億の出るところ、それはわかりましたが、しかし、私がさっき大臣に、去年の段階でわれわれに言明したのと違ふようだと、そう言ったのは、実

はその点なんですがね。千二百億全部について心配かけないように見てやるんだと、こういうことをはっきり言っていますね。福田さんも、それから永山さんもそれを受けてはっきり言っている。そうすると、今度はいよいよ利子分を地方に出すというふうな場合には、その中の公共事業の何ですか、公共事業費に充てる一応の基準財政需要額で計算したその九百二十億分だと、約三百億円ばかり、はしょられてしまっていますね。そこあたり私、実は大臣に一つの問題としてお聞きしておいたわけなんです。

○国務大臣(藤枝泉介君) 昨年の四月二十七日の当委員会の附帯決議の第二番目として、「特別事業債に振り替えられた公共事業費等の地方負担分に係る元利償還金については、国の責任において措置すること」と、こういう御決議をいたしまして、そのいまま局長から申し上げましたように、公共事業費等の地方負担にかかる元利償還金を処置したということでございます。

○鈴木壽君 いや、私の言うのは、それは確かに決議はね、しかしその前に、大蔵大臣の福田さんは、いや、おまえらの言う公共事業負担分の千二百億まるまるやるんだということをはっきり言っているのですよ。本会議で言っていますよ。だから私どもはそれに期待をして、と言つてはこ

とばは悪いけれども、しかし、少なくとも最小限は、いまお読みになったこれだけは何としても確保しなければいけません、こういうのであって、だからそのままだからいいじゃないかというところについては、私はちょっと承服しかねるところがあるわけですよ。何もおまえたち附帯決議をつけたとおられるは、やっとなじないか、だけれども、いま言ったように、その前の時点で、いろいろ本会議あるいは委員会等のやりとりの中で、はつきりみえを切っております。千二百億全部は、こう言っているのですよ。いま私は本会議等の記録の一部を持ってあります。われわれの附帯決議がついたためにこういうふうにダウンしたということだから、これは罪はわれわれにあるん

ですかな。

○政府委員(細郷道一君) 昨年特別事業債千二百億、これは昨年の臨時措置では確かにそういう言い方をしておったわけでございます。ただ地方団体の財源、一般財源との関係から見ましますと、もし国の税収が伸びており、あるいは地方の税収が伸びておった場合には、当然交付税の財政需要額によって保障されるであろうという額があったわけでございます。それが昨年はそういう税収の伸びがございまして、そのために、交付税の財政需要額のうち、投資的な経費の財政需要額を削減をいたしましたので、それにかえて特別事業債を割り振ったわけでございます。そういう意味からいいますと、すでに一度保障されておった地方財源の一部を削って出したもの、これについては国において責任を持って処置をすべきである、こういうふうな考えをたててございまして、また、いろいろ国会の御審議の過程でもそういうような点に御議論が集中しておったように私どもは聞いておるのでございます。したがって、それに相当するもの、実は昨年度で申しますと九百二十億の特別事業債を発行いたしました。その財政需要額をいたしましては、その前年度の額でちょうど六百億に当たる分を昨年単位費用として削減いたしました。それにかわるものとして特別事業債を出した。もし一般財源で伸びておったならば、元利償還の問題が起きないではないか、こういうふうなことから、問題がそこにあつたものと実は私どもも考えて措置をいたしてまいりましたわけでございます。

○鈴木壽君 どうもわれわれにうまいことを言っておつて、あとで実際やるのはそうでないという、これはいろんなところにそういうものがいままで出ておりましたけれども、今回もそんな感じが強まるわけですね。

じゃその点はそれとして、ひとつ昨年の特別事業債千二百億全部発行しておりますか、どうですか、その点は。

○政府委員(細郷道一君) こまかい端数はござい
ますが、千二百億込みで出しております。

○鈴木壽君 それから、これは千二百億の発行の
状況をひとつ都道府県——市町村もありま
すから、都道府県分どのくらい、市町村分どのくら
い、そのうち政府資金の分が合わせて五百億ば
かり予定されておったようございすから、それ
の振り分け、それから公募のやつですね、それ
からできた公募のほうには金利なんかはしい
と思ひますが、そういうものの一覽と、それから償
還計画ですね、千二百億の。これは償還計画が一
応できてはいるはずでありますから、それとあわせ
てひとつ次の委員会でお願ひしたいと思ひま
す。それが一つ。

それから第二種の道路の特定財源みたいな
こうで出ておりますね。これのいきさつなり、ひ
とつ大臣、最後の折衝でこういうふうにかたま
つたと聞いておりますがね、その額等についてひ
とつお話をいただかせんか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように、地方
制度調査会で、当面の問題——國債発行下にお
ける当面の問題の答申の中で、市町村の道路財源
を確保すべしということございした。その意
味で、揮発油税の中で一キロ千円分、約百三十億
ほどを市町村の道路財源として確保したいとい
う考へ方で、私も進んだわけございしますが、政
府部内の十分な意見の一致を見なかつたわけ
ございす。で最後に、しかし、こうした市町村道
の改修というものが非常に必要に迫られてお
るという現状に堪へがみまして、最後の予算編成の
段階におきまして、これだけの金額をいわば一種
の特定財源みたいな形で計上いたしたわけござ
いす。二十五億という金額そのものには何ら
根拠はないものでございす。

○鈴木壽君 将来について何かあれですか、お話
し合ひ、煮詰まつたようなことがございした
ら、四十三年度以降についてどうかというよう
なことにつきましては、いかがですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) 御承知のように道路五
カ年計画が改定になりまして、六兆六千億、この
詳細な内容については、いま建設省で検討中
ございす。当時の予算編成の段階におきまして
は、この新しい道路五カ年計画の内容の確定と相
まちまして、この問題について検討を進めよう
といふことになっておるわけございす。

○鈴木壽君 そうしますとあれですね。将来の問
題は新しい道路整備五カ年計画の検討とあわせ
て考へていくと、とりあえず、四十二年度にお
いては、道路財源の乏しいので、困つてはいる市町村に
対してこれだけをやつておこうと、こういうい
ふばちよつと将来に対する頭を出したという格好で
の二十五億というふうに出ておつていいわけ
ですか。

○国務大臣(藤枝泉介君) そのとおりでござい
まして、ほんとうのつかみの金、しかしこれは、市
町村の道路財源を今後獲得するための一つの足
かりだと私も考へておる次第でございす。

○鈴木壽君 新しい道路整備五カ年計画、六兆六
千億ですね。これの場合に、大臣あるいは自治省
当局と建設省との間に、地方財政についてのど
ういふ話し合ひなり何かありましたか。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、建設
省は当初第五次の道路五カ年計画を七兆三千億に
したい、こういう案を持っておつたわけござい
す。その案の中身は、一般道路で四兆八百億、
有料道路で二兆一千三百億、地方単独で一兆九
百億、合計七兆三千億、こういう案であつたわけ
あります。その後、政府部内でいろいろ折衝の結
果、全体を六兆六千億というところで新計画をつ
くるといふ了解に政府部内で達したわけござい
す。

で、その内訳は、現在了解としてきまつてお
ります分は、一般道路が三兆五千五百億、有料道路
が一兆八千億、地方単独が一兆一千億、他に予備
費として千五百億、こういうことになっておりま
す。この六兆六千億のこの大ワタの中身の肉づけ
をどういふふうにするかといふことは、現在建設

省中心に作業をいたしております。本年内、でき
ますれば秋ごろにはその中身をつくりたい、それ
がいわゆる新道路五カ年整備計画といふことにな
るわけでありす。したがういまして、本年度は一
応現在では、総ワタとしての政治部内の了解が
出ておりますので、五カ年間全体を通じたまた整備
計画といふものは、これからいまつくられたつ
る、こういう状況でございす。

そこで、本年度につきましては、それぞれ公共
事業、地方単独事業と、五カ年計画の将来の一部
になる性質のものでございす。四十二年度分
が別途定められておまして、それについては、
それぞれ地方負担並びに地方単独事業分につ
いて、私どもは地方財政計画なり、あるいはそれ
を交付税措置、あるいは起債措置といふことによ
つて、それぞれ財源措置を全部いたしておるわけ
でございす。したがうい、今後つづられます五
カ年計画の過程におきまして、この六兆六千億を公
共事業でどういふふうな割り振りをするかによ
りまして、地方負担額もいろいろ動いてくるわけ
でございす。御承知のように、いろいろ国道と府
県道では補助率が違つたやうな問題もござ
いす。そういう地方負担額が出てまいります
と、それに単独分を合わせて、全体として地方財
源をどういふふうになつたかといふか、その際
に、先ほど大臣から申し上げましたやうに、地方
の道路目的財源といふものをどういふふうな位置
づけをしていったらいいかといふやうなことを
検討することにしたしておるわけございす。

○鈴木壽君 私、お聞きしたいのは、六兆六千億
の新しい道路整備計画、これはもう閣議できまつ
ておりますから、具体的にどういふふうな仕事を
進めていくのか、あるいはどういふ計画が立つ
のか、これは現在のところ、まだいふゆる検討中
でございすやうなところ、それはそれとして、ワタ
の中に、一般道路の場合、これは国道、地方道に
よつて国の負担も、したがうい、地方の負担も、こ
れは変わつてくるでしようから、いづれにしても
も、ここでも多くの負担をしなければならぬ。さ

らに地方が一兆一千億円の単独事業を五カ年間で
しなければならぬ、こういうことに対して、あな
た方、それでやつていくのだという前提に立つて
こういう計画をお認めになったのかどうか。そこ
ら辺を私もとお聞きしたい、こういうふうと思
うわけですか。

○政府委員(細郷道一君) この地方単独事業をど
の程度に新しい五カ年計画で見込んでいくかとい
うことは、いろいろ考へ方があるわけござい
ますが、ただ、先ほど申し上げました現在の了解に
よりまして数字では、従来の地方単独事業の道路に
関する実績投資額、それを経済成長で伸ばしたも
のを基礎にいたしておるでございす。したが
ういまして、地方単独事業といふものに対する伸
ばし方をどう持つていくか。考へ方によりま
す。それから、一方では、財源の問題がからん
で、きなんだという考へ方も一方あるのでござ
いす。それから、計画をつくつても、実際問題として、
他の行政投資を圧迫するといふやうな問題もある
と思ひます。したがうい、いま、この新
計画におきまして、どういふふうなこの財源の
措置をしていくかといふことが、やはり新計画を
他の事業を圧迫せずにやれるのか、やれないのか
といふ問題に帰することになるか、こういう
うに考へております。

○鈴木壽君 ですから、他の事業を圧迫するかど
うかといふやうな観点から、一兆一千億とい
うものが妥当な数字としてあなた方もそれでい
う、こういうふうにお認めになったのかどうか
といふことなんです、聞きたいのは……。

○政府委員(細郷道一君) 現在の段階では、一
応この数字をめぐり五カ年計画をつくつて、そう
してその財源を確保する方向でいきたい、こう
いふ考へ方のもとに了解をいたしておるわけ
ございす。したがうい、あくまでも、これはや
はり財源問題もあるものでございすから、政府
において六兆六千億の了解をいたします際に、財
源の問題も検討するんだという、特に備考を入

午後二時三十二分開会
○委員長(仲原善一君) 休憩前に引き続き、委員
会を再開いたします。
地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四
十二年度における地方財政の特別措置に関する法
律案を一括議題といたします。御質疑のおありの
方は順次御発言を願います。

○鈴木壽君 さっきの質問に引き続いて若干お尋ねしますが、特別事業債の元利補給という形でなしに、今度の交付税の算定でそれを見ていくと、こういう形をとりましたね。これはあれですか、私はさっきもちょっと触れましたけれども、地方団体に迷惑をかけないような方法で措置をするんだというように聞こえても、またいわれる特別事業債の元利の補てんというように聞こえます。そのまゝ、各地方団体ごとにそれぞれ特別事業債を起しているわけでありまして、それに見合う各団体ごとにいわゆるストレートにその元利補給をしていくと、こういう形をとるほうが一番いいんじゃないかと思うのですが、なぜこういうふうな交付税の算定でそれを措置するのでしょうか。うなづかぬか、それをまず伺いたい。

○政府委員(細郷道一君) 元利の額をそのまま補てんするのは、非常に簡単ではつきりしていると思います。しかし、先ほど申し上げましたように、交付税の基準財政需要額を削減したものに、交付税の基準財政需要額を算定して積み込むと同時に、普通交付税に第一種交付金を加えることによって交付税にその分が補償されるように、まあこういう考え方をいたしたわけでございます。本来、交付税ということでありましたら、やはり基準収入が大きく出ております団体には交付税は行かないといったような事情もございますので、そこを勘案いたしましてこういう措置をいたしたわけでございます。

○鈴木壽君 これは一つの、特別事業債の発行でいろいろの仕事をやった、そのいわばあと始末です。確かに、特別事業債の許可というものは、交付税の中の算定での基準財政需要額に本来入るべき一般財源というものを特別事業債に振りかえてやったという形ですから、その振りかえた

分に対する、いま言ったようなあと始末という少しことばが悪いかもしれませんが、それを考えていけばいいんで、何もこういうふうにして交付税の中にやって、しかも私は、これはまるまる、交付、不交付団体に限らず、全部を見たのであればともかく、そうでない額だから、やむを得ずというふうなことにしたのじゃないだろうかと思うのですが、五十三億しかないから、たまたまそれが計算した場合に、交付税の利子の計算でいった場合にそれなんだからという、非常に何といいますか、そういう面でのつじつまを合わせるためにこへぶち込んでしまったということじゃないのだろうかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 先ほど申し上げましたように、本来一般財源で措置されてまいりましたとすれば、不交付団体につきましては、やはり交付税としては補償されなかつた。交付税の行かない団体につきましては、基準収入と基準需要の差し引きが超過額になるわけでございますが、行かなかつた、こういう考え方もあるわけでございます。そこで、今回とっております措置は、すべての団体——交付、不交付を問わず、財政需要額に利子額は全部算定に加えます。そうして収入額と差し引きをいたしまして交付基準額の出でまいります。交付税に交付税として第一種交付金を加えたものが行く、こういう行き方でございますので、その団体ごとの算定の過程におきましてはそれぞれ需要として補償をしておる、こういうことでございます。

○鈴木壽君 これは計算上は交付団体も不交付団体も全部補償した形になります。しかし、その全部の交付団体、不交付団体で、全部を通じて負担費用で出てくる利子の部分、この額というのは、ここに出てきた五十三億プラス十億ですか——六十四億ぐらいははずす。ところが実際には五十三億しか出ないということで、それは確かに計算上は不交付団体も見ていくというふうなことになると思うけれども、実際はそれだけ国のほうでは出さなくても済むということなんだ。

五十三億出せば、それでペイする。実際は六十三億あるいは六十四億必要なんだけれども、五十三億で済ませるのだという、非常にうまいやないか、考えたごまかしの方法なんだ、ほんとうを言え。確かに計算上は乗ってきたはずだけれども、だから私は、六十四億必要だったら六十四億出して、交付団体、不交付団体にかかわらずのあと始末をちゃんと見てやる、こういうのがほんとうの意味での元利の補給になるのではないかと、そうすべきだと思ふのですが、あなた方だっておそらく初めはこういうふうなことで交付団体だけにやればいいんだというふうなことでなかつたと思うのですが、そこら辺どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 確かに、さっき申し上げましたように、考え方として両方あるだろうと思ひます。特別事業債という起債にして、将来に元利が残るから、その元利をまるまる補てんしていくのだという、団体ごとに元利補給という形態をとるといふのも、確かに一つの考え方でございます。また反面には、先ほど申し上げたように、そもそも交付税で補償されている需要額の削減分を回復するためのものだから、需要額の削減分を回復するためのものだから、それを元利の補給需要をそれぞれ立てることによって措置をしていく。その場合に、交付基準額の出る団体——交付団体につきましては交付税によって措置をするし、不交付の団体についてはそれぞれの自まかないの収入によって措置をする、私はやはり考え方としては二つあるうと思ひます。ただ、最初に申し上げましたように、元利補給ということであれば非常に簡明直截であるというところは、一つ言えると思ひます。それともう一つ、まあ本年度の事情として、御承知のように、地方税におきましてもかなりの税収の伸びがございました。これがかなりの部分が御承知のように不交付団体に片寄つてまいるわけでございます。そういう場合に、今の現実の問題等をも見比べてみました場合に、今回のような措置をとることも十分考え方の一つとして認められていいのではなからうか、こういう

考えのものでいたしたものでございます。

○鈴木壽君 これはあなたの方、さっきばらんに言つて、あとからもっともらしい理屈でやるわけなんだけれども、しかもそこであれでしょう、四十二年度限り、あるいは来年度になつたら四十三年度限り、こういうことをまたやってくるかもしれないけれども、ですから四十二年度限りというところで、まあことしの利子分はこれで処理しよう。しかし、その場合に、さっきも言ひましたように、これはおそろしく大蔵省のほうだろうと思ひますが、大蔵省としてはできるだけその金は小さい額にしたい、交付税計算すればさつき言つたように六十四億のものが五十三億で済むのじゃないか、おそろしくこういうことだろうと思ふのです。あなたの方、したがってやむを得ず、これに一つ、の理屈があるのだというふうなことでないかと思ふのですが、どうもだから、さつき大臣にもちよつと言つたように、当時言つていたことと、みなおかしな感じがしてきています。さつき取り扱ひなんかにおいて、これは六十四億のままで交付税にぶち込んでしまつて、それなら私わかれ。そうじゃない。あまり大きな金じゃない、十億くらゐの金だけれども、これは一般のいわゆる地方団体のための交付税で、それを食つた形です。交付税に交付税についてそれを見ていふといふが、何としてもこれに對する利子補給というふうなことは、これはことし限りではございませうけれども、将来もこんなふうでいけるとすれば、これは大きな問題で、同時にこれは考えてもらわなければいけないと思ふのですがね。これからのことについては——将来のことについては、もちろんいまはつきりどうするといふようなことは言へないと思ひますけれども、やっぱり大体こういうふうなことにいくことを予想しておられるのじゃないですか、皆さんは。そうじゃないですか。

○政府委員(細郷道一君) 本年度の場合は、普通の国税三税の三二%のほかに第一種交付金九十五億というものを加えて、それだけ普通交付税の額

億円をそれぞれの団体ごとの需要なり収入に見合せて配分をするということでございますと、特別事業債の利子償還額も、都道府県だけでなく、五大市その他の市町村の中にも幾つかあるわけでございます。また、固定資産税の減収見合い分も、個々の団体ごとの減収の額に見合せて団体ごととに交付しなければならない、こういうことになるわけでございます。そういう行った行き方も確かに

一つの方法かと考えますが、そういうやり方をいたしました場合には、非常に算定上も複雑になってまいりますし、事務的にもなかなかたいへんになるわけでございます。そこで、普通交付税と比べて、全体として財源不足の団体にこれを交付する、こういう全体としての計算をするという考え方のもとで四十二年度の臨時措置を実は考えたわけでございます。その際に、全体として、どうせ普通交付税と一緒にされるものであるならば、事務の簡素化もあわせてはかるという意味で、九十五億円についてはまるまるこれを府県に交付する。府県に交付することによりまして、四十六県のうち交付団体だけに對して金券を実は切ればよいわけでございますが、もし市町村も入ってまいりますと、これが何百という団体に九十五億円をこまかい端数をつけて金券を切らなければならな

い。そういった非常に複雑な手続になるものですから、九十五億円については便宜府県に渡す。そういたしますと、府県からその分だけ――本来市町村に行くべき分だけは、府県から市町村のほうへ本来の普通交付税が流れていく、こういう考え方に立っておるものでございます。

○鈴木壽君　少しややこしいね。そうしますと、市町村のほうへ自然に流れていく――特に寄せてやるのじゃなくて、自然に流れていく、そういうことなんでしょうか。

○政府委員（細郷道一君）　流れるという表現が法律的に正確ではございませんけれども、御承知のように、基準財政需要額と基準財政収入額を個々の団体ごとに計算をして、その不足する分に普通交付税が行くわけでございます。その基準財政需

要額を算定いたしますときには、この特別事業債の利子償還分については個々の団体ごとに計算をいたしますから、府県四十六県のほかに、市町村の中でも幾つかの市町村はそれだけ需要が大きく、それが加算されて出るわけでございます。反面、固定資産税の減収分は市町村ごとに減収額をずっと基準収入から引いてまいりますから、その分だけは基準収入額が小さく出てまいるわけでございします。したがって、需要額と収入額とを差し引きをしたものに、普通交付税を交付する場合に、九十五億円を足していただきますと、金券として九十五億円の部分は府県にまっすぐ参りますけれども、それのうちの市町村に本来行くべきであったという額は、普通交付税の額が市町村のほうへそれだけ行くと、こういうことでございします。

○鈴木壽君 去年の時点です。四十一年度の時点で、固定資産税の減収に見合う額五十一億の措置をいたしましたね。そのときは、まあいろいろこれは方法を考えたんでしょうけれども、結局人口に案分する配分のしかたを市町村にやっただけです。私はここでこんなことを言っちゃどうかと思うんですが、まあいづれ固定資産税の減収分が人口案分によって出てくる額とは一致するかどうか、どのくらいの一一致点があったのか、私は疑問であつたから、こういうやり方がどうかと思つた。まあともかくそういうことになつた。これは一つの方法としては、いま言つたような問題はあるにしても、やはり固定資産税の免税点の問題になり、ああいうふうないわば足切りが行なわれた。しかし、それを地方団体に何とかの形で補てんしてやらなければならぬというその考え方からすれば、まあ一つの考え方としてそれはとつていい方法だと思ふんですが、今度は——去年そういうことをやつたが、ことし四十二年度においてはそういうことを一切抜きにして、その金を含めて財政交付金の九十五億円というものを府県のほうにやつちまつたと計算上出てくるであらう。それが自動的に流れていく、計算上出てくるやつ

は、市町村だつて、ある程度の埋め合わせといふますか、補いといふますか、それができていふんだと、こういうことになつてくると思ふんです。去年のあの時点で論議されたこと、あるいは大蔵大臣——特に福田さんが、ことしの五十一億円はこれは初年度として、平年度は五十七億円、これを将来とも見ていくんだというふうなことを言つておることからしますと、またこれはかつこうが變つてきまして、取り扱ひの性質のものも固定資産税の減収の補てんという性質のものであり、それだつたらそれにふさわしいような方法でやつぱり見てやるべきじゃないでしょうか。その点はいかががです。めんどうだとか、繁雑だとかなんとかというこじや、やはり私は事の性質上は、あんまりそういうふうな御答弁になることは、扱いとしては不適当ではないかと思ふんです。扱いがございまいしょうか。

○政府委員(細郷道一君) 固定資産税の免税点引き上げ等の措置は、御承知のように、昨年は、すでに国の予算もきまり、地方の財政計画もきまつたあとで、国会で御修正をいただいたものでございします。したがって、その昨年度におきまして補てんは、やはりまるまる——当時の額で五十一億でありましたか、それを補てんすべきであるというところで、そのとおりに補てんをいたしましたのであります。そうしてまた、その補てんのしかたにつきましても、交付税とは一応離れて、減収額に見合うものとして、最も近いやり方として、人口による配分をいたしました。ただ、その分が現実の収入とのズレもございしますんで、それを交付税の計算上は、人口で配分された補てん額の基準収入に加算することによって措置をいたしたのでございします。本年度におきましては、すでに年度の当初からその免税点引き上げによる減収分というものは実は予想ができたわけでございします。したがって、今回はこれを当初から基準財政収入額においてこれを落として、したがってその分だけ普通であれば交付税がよけいに要するというところをございします。その分が九十五億の中の一部

として入つてゐる、これによって措置をする、こういうふうな考へてゐるものでございします。

なお、いまいろいろお話のございましたように、元利の償還は償還、固定資産税の減収は減収、それぞれ別個に補てん措置を個々に考へるといふことも確かに一つの考へ方であらうと思ひます。そういう方法もとられることは十分考へられるわけでございします。まあ要は現在の地方の税制とそれを補償する地方交付税制度、こういう現行の制度の上に乗せてこの問題を解決していくのか、あるいは別個のものとして解決をするのかという、考へ方の相違によると思ひます。私どももいたしましては、いま申し上げたようなことで、固定資産税の減収額というのは、すでに本年度の場合は、基準収入でそれだけ落ちる、だからそれだけの交付税額がよけいに要するべきであるという考へ方で、九十五億円を加えて全体として措置をする、こういう行き方をとつたのでございします。

○鈴木壽君 昨年度のやつは、お話のように、いきさつ私もわかつておりますが、いわば国会での修正の結果ああいうふうになつたものから、計画ができてしまつたあとにいわば穴があいたというかつこうになつたわけですね。したがって、その穴をまるまる埋めなければならぬということをやつたし、今度のやつは確かにそのとおりです。と同時に、今度のことしのやつから、もう落ちた分は基準財政収入額のほうでちゃんとそれだけの見方をするんだから、となれば何も、何といひますか、固定資産税の減収補てん分に見合う四十億なんというものを考へなくていいという理屈にもなりますね。もうすでに交付税のワタの中でこれは操作できることですからね。だからそういうことにもなるんだが、しかし一方そういうこともあるから、あれですか、市町村のほうにはやらないで県のほうへとかくやつてというふうなこととなんです。そういうこともあるのですか。

○政府委員(細郷道一君) 市町村の基準財政収入額を算定するにあつて、固定資産税の減収分はそれだけ落ちて、小さく基準収入額が出るわけですね。もし財源が落ちただけでありますれば、それに見合つた分だけの財政需要額を市町村分から全部落としていかなければならない、四十億なら四十億相当。そうすればバランスが合う。しかし、その市町村分の基準財政需要額は、そのためには特に落としておりません。したがって、その差の分だけ収入で落ちて、落ちた分に見合うだけのものは交付税がよけいに要するわけでございします。その分をこの九十五億の中でまかなつてゐるわけでございします。九十五億のものを普通交付税と一緒に計算をいたしておりますから、計算の上では、個々の固定資産税の収入の落ちた、基準収入の落ちた団体にも交付税がよけいに行くように計算をされる。ただ、現実のこの九十五億円という第一種交付金は、予算の科目等も別建てになります。したがって、これを市町村あるいは府県に交付をいたしますときに、普通交付税と別個の事務として交付をしなければならぬ、こういうことになるわけでございまして、その場合には、それぞれいづゆる送付にあつたものの金券も別になるし、申請その他もみな別になる、こういうことになるわけでございします。その煩を避けた意味で、先ほど申し上げたようにまとめてやつたものでございします。なお、昨年度の——昭和四十一年度の臨時の特例措置におきまして第一種交付金、第二種交付金の百七十四億、これも府県市町村全体に対する財源措置でございしましたけれども、これも交付の実際の仕事は府県だけに渡るといふようにいたしております。それと同じような考へ方に立つております。

○鈴木壽君 いやあのね。理屈からすれば、なるほどそれも、そういう方法もあるといふことはわかります。しかし、そんなまだあるつこいやり方ではないし、減収補てん分なら減収補てん分としてやるべきじゃないかという気があるもんですからね。あつちこつち持つていって、こちらから計算上こつちへこつち流れてくる、またこちらのはうで均分とれるようなかつこうでしよう、それは。な

ぜ去年やったような形で——去年やったことについて私も私は多少疑問はあるけれども、まあいざね、ああいう形でやれないかということ。私どうもそこら辺……。

これは委員長、この問題はやめますわ。どうも質問でなしに、意見の出し合いみたいなことになつてしまふ。

○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(仲原善一君) 速記を起こして。

両案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十分散会

六月八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月十九日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案
一、昭和四十二年度における地方財政の特別措置に関する法律案

六月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、地方自治法の一部を改正する法律案(衆)

地方自治法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百八十一条の三第五項中「第二項」を「第一項」に改め、同条第六項中「第二項」を「第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第一項を削る。

第二百八十二条第二項中「前条第二項及び第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」

を「前条第一項及び第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二百八十三条第二項中「第二百八十一条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)」を「第二百八十一条の三第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に特別区の区長の職にある者は、その任期中は、なお、従前の例により在職するものとする。

3 この法律施行の際現に区長の職にある者が欠けている特別区にあつては、この法律施行の日から五日以内にその職務を代理する者からその旨を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

4 この法律施行の際現に区長の退職の申立てがなされている特別区にあつては、この法律施行の日から五日以内に当該特別区の議会の議長からその旨を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

5 附則第三項又は前項の通知を受けた特別区の選挙管理委員会は、当該通知を受けた日から起算して五十日以内に当該特別区の区長の選挙を行なわせるものとし、当該選挙の期日は、少なくとも十日前に告示しなければならぬ。

6 附則第二項の特別区の区長(附則第四項の規定に係る者を除く。)は、この法律施行の日から五日以内にその任期満了の日を当該特別区の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

7 この法律施行の日から起算して五十日以内に区長の任期が満了する特別区にあつては、当該特別区の選挙管理委員会は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、前項の通知を受けた日から起算して五十日以内に当該特別区の区長の選挙を行なわせなければならない。

8 附則第五項の選挙に対する公職選挙法第二百一十條第一項の規定の適用については、同項中「任期満了以外の事由に因る選挙については第百八条(当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告)第一項第三号又は第四号の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第三項又は附則第四項の通知を受けた日から三日以内に」と読み替へるものとする。

9 この法律施行の日から起算して六十五日以内に区長の任期が満了する特別区における区長の選挙に対する公職選挙法第二百一十條第一項の規定の適用については、同項中「任期満了の日前六十日まで」とあるのは、「地方自治法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第 号)附則第六項の通知を受けた日から三日以内に」と読み替へるものとする。

10 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第二百八十一条の三第二項」を「第二百八十一条の三第一項」に改める。

11 公職選挙法の一部を次のように改正する。
第二百六十六条第一項中「市長の選挙に関する規定を除く。」を削る。

昭和四十二年六月十九日印刷

昭和四十二年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局